高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 25 年 12 月 27 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶㉓ルロ乃至ニを次のとおり改める。

ロ　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

通　行　す　る　区　間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
AインターチェンジからCインターチェンジまでの往復	4,400円	5,500円
BインターチェンジからCインターチェンジまでの往復	2,900円	3,600円

ハ　実施する期間

平成26年１月６日から同年３月28日まで。

ニ　適用インターチェンジ

Aインターチェンジ	関越自動車道の練馬インターチェンジから坂戸西スマートインターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Bインターチェンジ	関越自動車道の東松山インターチェンジから渋川伊香保インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで及び北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Cインターチェンジ	関越自動車道の月夜野インターチェンジから小出インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

１．⑶㉓ルホに「なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。」を加える。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年 12 月 27 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　　線　　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで）	埼玉県桶川市大字加納から埼玉県桶川市大字加納まで	新設工事	平成26年１月１日

高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 50 号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 25 年 12 月 27 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から神奈川県愛甲郡愛川町まで
④神奈川県愛甲郡愛川町
⑤相模原市緑区葉山島
⑥相模原市緑区葉山島から相模原市緑区小倉まで
⑦相模原市緑区小倉から相模原市緑区小倉
⑧相模原市緑区城山からあきる野市牛沼まで
新）①茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
②神奈川県高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から神奈川県愛甲郡愛川町まで
④神奈川県愛甲郡愛川町
⑤神奈川県愛甲郡愛川町から神奈川県愛甲郡愛川町まで
⑥相模原市緑区小倉から相模原市緑区葉山島まで
⑦相模原市緑区葉山島から相模原市緑区葉山島まで
⑧相模原市緑区葉山島から相模原市緑区小倉まで
⑨相模原市緑区小倉から相模原市緑区城山まで
⑩相模原市緑区城山からあきる野市牛沼まで

工事区間変更日　平成26年１月１日

少年・刑事財政基金のための特別会賦徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正）の一部改正について公告

少年・刑事財政基金のための特別会賦徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十五年十二月六日

日本弁護士連合会

少年・刑事財政基金のための特別会賦徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正）中一部改正

少年・刑事財政基金のための特別会賦徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正）の一部を次のように改正する。

第二項中「四千二百円」を「三千三百円」に改める。

第四項中「平成二十三年四月から平成二十六年五月まで」を「平成二十六年六月から平成二十九年五月まで」に改める。

附　則

第二項及び第四項の改正規定は、平成二十六年六月一日から施行する。